

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	動物の飼養又は収容の許可等		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律 第9条第1項 蓮田市化製場等に関する法律施行細則 第6条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>化製場等に関する法律（昭和23年7月12日号外法律第140号） （動物の飼養又は収容の許可）</p> <p>第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>蓮田市化製場等に関する法律施行細則（平成16年3月31日規則第9号） （動物の飼養又は収容の許可等）</p> <p>第6条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、様式第5号の動物の飼養（収容）許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第9条第4項の規定により動物の飼養又は収容の届出をしようとする者は、様式第6号の動物の飼養（収容）届を市長に提出しなければならない。</p>		
審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部みどり環境課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。